

印西市 農業関係補助金一覧

種類	補助金名	事業内容	事業対象者	補助率等	財源
農業経営支援	印西市経営開始資金 (★1)	次世代を担う農業者になることを志向する青年就農者の就農後の定着を図るため、営農に要する資金等を交付する。	就農時の年齢が50歳未満の認定新規就農者で、農地中間管理機構から農地を借り受けている者又は地域計画の目標地図等に位置付けられている者	事業要件：前年の世帯所得が600万円以下であること 定額150万円/年×最長3年=450万円（最大） ・補助率：国1/2、県1/4（計3/4） ・補助対象事業費上限：1,000万円 ※★1も併用する場合は500万円	国・県
	印西市経営発展支援事業補助金 (通常枠)				
「輝け！ちばの園芸」 次世代産地整備支援事業	(1) 経営資源の有効利用に向けた取組（事業費25万円以上） 農業用機械・施設等の経営資源を交付対象者が継承・利用するためには必要となる修繕・移設・撤去等の取組に要する経費 (2) 円滑な経営移譲に向けた取組 法人化・専門家の活用等の農業経営の移譲に向けた取組に要する経費（定款の認証料等の法人設立費用、専門家謝金、旅費等） (3) 経営発展に向けた取組（事業費50万円以上） 機械・施設や畜舎の導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等に要する経費	独立・自営農業をする49歳以下の認定新規就農者、認定農業者で地域計画の目標地図等に位置付けられている者	・補助率 (1) 経営資源の有効利用に向けた取組 国1/3以内、県1/3 (2) 円滑な経営移譲に向けた取組 国1/3以内、県1/3 (3) 経営発展に向けた取組 国1/2以内、県1/4 ・補助対象事業費上限：国費600万円 ※印西市経営開始資金、印西市経営発展支援事業補助金（通常枠）との併用は不可	国・県	
	地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援する。（事業費50万円以上）	将来の地域の農業を担うものとして目標地図に位置付けられた者、認定農業者・認定新規就農者などの人・農地プランに位置づけられた者、地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者	・補助率 融資残額のうち事業費の3/10以内	国	
	「生産力強化支援型」 パイプハウス等の施設整備や施設園芸の省エネ設備導入、露地の園芸作物を規模拡大するための省力化機械等の導入について支援する。	生産者組織（3戸以上）、認定農業者、認定新規就農者等	・補助率 1/2以内 ・事業費 原則として100万円以上、5千万円未満	県・市	
農業経営支援	「園芸施設リフォーム支援型」 老朽化した園芸施設の生産力回復や遊休ハウスの解消を図るために、園芸施設の改修等による生産基盤の整備について支援する。	認定農業者、認定新規就農者等	・補助率 1/2以内 ・事業費 原則として100万円以上、5千万円未満		
	「スマート農業推進型」 ICT等の活用により収量を向上させる「スマート農業」を推進するため、施設及び露地におけるスマート農業機械・装置等の導入について支援する。	認定農業者、認定新規就農者等	・補助率 1/2以内 ・事業費 原則として300万円未満		
農業経営支援	果樹産地強靭化支援事業	増大する気象灾害リスクに備えるための果樹棚及び改修に伴う多目的防災網の再整備を支援する。	認定農業者、認定新規就農者等	・補助率 1/4以内 ・事業費 20万円以上	県
	ちばの園芸高温対策緊急支援事業	夏季の気温が急速に上昇し、県内の園芸作物に被害が出ている状況を踏まえ、「かん水」、「換気・空気冷却」、「遮光・遮熱」による対策に取り組む農業者が、必要な機械・装置等を導入するための経費を支援する。	認定農業者、認定新規就農者等	・補助率 1/3以内 低コスト耐候性ハウス等に機械・装置等を導入する場合に限り1/2以内 ・事業費 30万円以上	県
	農業経営多角化支援事業	経営多角化による所得向上を図るために、農業者や商工業者等と連携する経営多角化の取組について、必要となる加工機械施設等の整備を支援する。	六次産業化法に基づく総合化事業計画の認定を受けた認定農業者及び認定農業者を含む団体等	・補助率 1/2以内	県・市
農業経営支援	農業雇用労働力対策就業環境整備事業	農業労働力の安定的な確保を図るために、被雇用者が安心して農作業に取り組める環境整備の支援を行う。	農業法人又は農業者（いずれの場合も認定農業者であること）	・補助率 1/3以内（法人でない個人経営体は1/4以内）	県
	産地パワーアップ事業補助金	「整備事業」 次の施設の整備に要する経費を支援する。 ①育苗施設②乾燥調製施設③穀類乾燥調製貯蔵施設④農産物処理加工施設⑤集出荷貯蔵施設⑥産地管理施設⑦用土等供給施設⑧農産物被害防止施設⑨農業廃棄物処理施設⑩生産技術高度化施設⑪種子種苗生産関連施設⑫有機物処理・利用施設	産地パワーアップ計画に中心経営体として記載されている農業者、農業者の組織する団体	・補助率 1/2以内	国
		「生産支援事業」 次の経費の一部を助成する。 ①農業機械等の導入及びリース導入に要する経費 ②生産資材の導入等に要する経費			
農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）	農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、新事業や付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組について、新商品の開発や加工施設の整備等を支援する。	「ソフト事業」 ・農林漁業者 ・商工業者の組織する団体 ・民間事業者 ・公益社団法人 ・公益財団法人 ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・特定非営利活動法人 ・企業組合 ・事業協同組合	①1/2以内 ②定額 (上限500万円) ※事業内容によって異なります。	国	
		「ハード事業」 ・農林漁業者団体 ・中小企業者	3/10以内 (上限1億円)		

印西市 農業関係補助金一覧

種類	補助金名	事業内容	事業対象者	補助率等	財源
	印西市農業機械等導入支援補助金	市内農業者の安定的かつ効率的な農作物の生産を図るため、市内農業者の農業機械及び装置の導入に要する経費に対する補助 例：トラクター、田植機、コンバイン、播種機、収穫機、選別機、管理機、スピードスプレーヤー、動力噴霧器、アタッチメント、乾燥機、粉碎機、農業用ドローン	認定農業者又は認定新規就農者で次のいずれにも該当する者 ①現に農業を営んでおり、今後も引き続き市内において農業経営を継続する意思がある者 ②市税を滞納していない者（同一世帯の者を含む。） ③印西市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条第3号の暴力団員等でない者 ④市の住民基本台帳に記録されている者（法人その他の団体（以下「法人等」という。）にあっては、本店又は主たる事業所を市内に有する者）	・補助率1/3以内（上限100万円） ・事業費 農業機械ごとの価格が30万円以上のものに限る	市
農業生産基盤の整備	印西市小規模土地改良事業補助金	暗渠排水施設の新設又は改良に要する経費に対する補助（処分費及び諸経費等は除く） 農業揚水施設の整備（新規設置に限る）及び用排水施設の整備に要する経費に対する補助（処分費及び諸経費等は除く）	次のいずれにも該当する者 ①現に農業を営んでおり、今後も引き続き市内において農業経営を継続する意思がある者 ②市税を滞納していない者（同一世帯の者を含む。） ③印西市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条第3号の暴力団員等でない者 ④市の住民基本台帳に記録されている者（法人その他の団体（以下「法人等」という。）にあっては、本店又は主たる事業所を市内に有する者）	○委託 次のいずれかの低い額（上限50万円） ・1メートルあたり1,000円 ・対象事業費の1/2以内 ○自力施工 次のいずれかの低い額（上限25万円） ・1メートルあたり500円 ・対象事業費の1/2以内 ○単独施工（農地の面積が30アール以上であって事業費が10万円以上） 補助対象経費の1/2以内（上限50万円） ○共同施工（農地の面積が50アール以上であって事業費が10万円以上） 補助対象経費の1/2以内（上限70万円）	市
	印西農産物地産地消推進事業補助金	市内における市内農産物の加工に要する加工機械等の整備等に係る費用に対する補助（送料及び諸経費等は除く） 市内における市内農産物の販売促進に係る資材費・版代に対する補助（農産物販売用の袋、のぼり、看板 等）（送料及び諸経費等は除く）	①農業協同組合 ②農業法人（農事組合法人等） ③生産者3戸以上を含む組織団体 ④農産物直売所 ⑤印西市税を滞納していない者 ⑥印西市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条第3号の暴力団員等でない者	補助対象経費の1/2以内 補助対象経費の1/3以内	市
農林業を通した地域振興	多面的機能支払交付金	「農地維持支払交付金」 ・地域資源の基礎的保全活動 水路の泥上げ、農地法面の草刈り、農道の路面維持 ・地域資源の適切な保全管理のための推進活動 農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理のための「地域資源保全管理構想」づくり 「資源向上支払交付金（共同）」 ・施設の軽微な補修 水路、農道、ため池の軽微な補修 等 ・農村環境保全活動 植栽活動、生き物調査、水質保全にかかる水質モニタリング実施 等 ・多面的機能の増進を図る活動 遊休農地の有効活用、地域住民による直営施行 等 「資源向上支払交付金（施設の長寿命化）」 ・施設の長寿命化のための活動 未舗装農道の舗装、素掘り水路からの更新	活動団体	活動面積に応じて、年額、以下の単価により交付 田 3,000円/10a 畑 2,000円/10a 活動面積に応じて、年額、以下の単価により交付 【~5年目】 【6年目~】 田 2,400円/10a 1,800円/10a 畑 1,440円/10a 1,080円/10a 活動面積に応じて、年額、以下の単価により交付 田 4,400円/10a 畑 2,000円/10a	国・県・市
	環境保全型農業直接支援対策事業	地球温暖化防止や生物多様性保全効果の高い営農活動の取組に対する支援	○農業者の組織する団体 ○集落の耕作面積の一定割合以上の農地において対象活動を行う農業者 ○複数の農業者で構成される法人（農業協同組合除く）	~14,000円/10a	国・県・市
森林関係	県単森林整備事業	林木の健全な成長を促進し、森林の有する多面的機能の維持・増進を目的として行う造林、保育等（枝打ち・間伐等）の適正な整備費用について補助する。	市内森林所有者等で、千葉県森林整備事業の交付決定を受けているもの	県の標準単価×事業費×8/10以内（県4/10・市4/10）	県・市
防除関係	水稻病害虫防除薬剤の一部助成事業	農薬空中散布の除外区域にある、水稻作付は場での個人防除費について補助する。	植物防疫協会が決定した集団水稻防除除外区域の市内水稻は場において、個人防除を7月に実施した者	~2,000円/10a	市

印西市 農業関係補助金一覧

種類	補助金名	事業内容	事業対象者	補助率等	財源
		事業実施年度に水田における主食用米から転換作物（麦・大豆・飼料用米等）への転換の取組により、作付に要する経費の一部に対して交付金の支給をする。	①農業者 ②営農集団 ③特定農業団体 ④農地所有適格法人	【主な事業】 (水田活用直接支払交付金) ①戦略作物助成 ・飼料用米（多収品種）、米粉用米 収量に応じ 55,000円/10a～105,000円/10a ・飼料用米（一般品種） 収量に応じ 55,000円/10a～85,000円/10a ・WCS用稻 80,000円/10a ・加工用米 20,000円/10a ・麦、大豆、飼料作物 35,000円/10a ②産地交付金 地域の振興作物の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援。 ・交付額 年度とに変更あり (R6 2,700円/10a) ③都道府県連携型助成 都道府県が転換拡大に取り組む生産者を独自に支援する場合に、国が追加的に支援。 ・交付額 5,000円/10a	国
飼料用米関係	① 担 い 手 水 田 利 活 用 高 度 化 対 策 事 業	「固定団地型」 地域における適切な土地・水利用の調整により、水田において高度な土地利用による農作業の効率化・低コスト化及び水稻（WCS用稻、多収品種での飼料用米及び多収品種又は専用品種での米粉用米を除く。）以外の農作物により一層の品質向上に向けた取組により、収益性の高い集団添削への誘導を図ることを目的とし、当該団地を形成するために要する経費の一部に対して補助する。	①営農集団 ②認定農業者 ③認定新規就農者 ④特定農業団体 ⑤農地所有適格法人	定額補助 4,000円以内/10a（ただし、事業実施主体ごとに千円未満の端数は切捨て）	県・市
		「ブロックローテーション型」 地域における適切な土地・水利用の調整により、水田の集団的高度利用による農作業の効率化・低コスト化及び水稻以外の農作物により一層の品質向上に向けた取組により、地域の協調の下、ブロックローテーションによる高度な営農形態への誘導を図ることを目的とし、当該ブロックローテーション団地を形成するために要する経費の一部に対して補助する。	①営農集団 ②認定農業者 ③認定新規就農者 ④特定農業団体 ⑤農地所有適格法人	定額補助 11,000円以内/10a（ただし、事業実施主体ごとに千円未満の端数は切捨て）	
農地中間管理 事業関係	② 飼 料 用 米 等 生 産 支 援 事 業	「定着支援型」 水田を有効活用し、湿田でも作付けが可能な飼料用米、米粉用米及びWCS用稻の取組により、国産飼料の増産や小麦粉の代替等としての米粉の生産を促すことを目的とし、飼料用米、米粉用米及びWCS用稻の作付け（ただし、拡大支援型に該当する取組は除く。）に要する経費の一部に対して補助する。	①農業者 ②営農集団 ③特定農業団体 ④農地所有適格法人	定額補助（補助額は変動あり） ア 飼料用米（多収品種）・米粉用米・WCS用稻 3,000円以内/10a（ただし、転作作物作付面積が前年度と比べ7割より大きく10割未満の場合は2,500円以内/10a、7割以下の場合は800円/10aとし、事業実施主体ごとの千円未満の端数は切捨て） イ 飼料用米（主食用品種） 1,500円以内/10a（ただし、転作作物作付面積が前年度と比べ7割より大きく10割未満の場合は1,000円以内/10a、7割以下の場合は300円以内/10aとし、事業実施主体ごとに千円未満の端数は切捨て）	国
		「拡大支援型」 水田を有効活用し、事業実施年度に主食用米から非主食用米（ただし、飼料用米（主食用品種を除く。）、麦、大豆、飼料作物及び野菜等へ転換する面積が、前年度と比べ、拡大する取組に要する経費の一部に対して補助する。	①農業者 ②営農集団 ③特定農業団体 ④農地所有適格法人	定額補助（補助額は変動あり） 5,000円以内/10a（ただし、事業実施主体ごとに千円未満の端数は切捨て）	
農地中間管理 事業関係	機構集積協力金事業	「地域集積協力金交付事業」 農地中間管理事業を活用し、農地の集積・集約化を促進した地域に対し、面積に応じた支援を行う。	地域計画が策定されている区域	機構の活用率に応じ2.8～3.4万円/10a	国
		「集約化奨励金交付事業」 農地中間管理機構を活用し、農地の集約を促進した地域に対し、集約面積の増加割合に応じた支援を行う。		集約面積に応じて1.0～3.0万円/10a	